国民年金保険料 納付案内書が届いたら

日本年金機構が４月上旬、第１号被保険者を対象に「国民年金保険料納付案内書」を発送します。保険料を納めることが困難な場合は、免除などの制度があります。

【国民年金保険料の納付】

保険料は月額１万6,410円です。納付書払いか、便利な口座振替やクレジットカード納付もあります。

＊４月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、納付しないでください

【保険料支払いが困難なとき】

保険料の未納が続くと、年金が受給できなくなることがあります。次の制度で申請すれば保険料の納付が免除・猶予されます。

①学生納付特例制度

対 20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の人

＊学生納付特例該当者のうち、４月１日現在であらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、ハガキ形式の申請書が日本年金機構から郵送されます。申請する場合は、必要事項を記入し、返送してください

②免除・納付猶予制度

対 ▶免除＝学生でない、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人▶納付猶予＝学生でない50歳未満、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人

＊現在承認されている期間は平成31年６月分までです。７月分以降の保険料の納付が困難な場合は、７月１日以降に再度申請して下さい（継続申請が承認された人は除く）

【申請に必要なもの】

▶基礎年金番号か個人番号（マイナンバー）が分かるもの

▶運転免許証など本人確認ができるもの

▶印鑑（本人が申請する場合は不要）

▶代理人が申請する場合は、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの、別住所の場合は委任状

▶学生証の写し、在学証明書など（①のみ）

▶離職年月日が確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）（②の会社を辞めた場合のみ）

申 問 ▶東福岡年金事務所 ☎092(651)7967

▶市役所市民課国民年金係 ☎(36)1128

人権を尊重し合う住みよい都市の実現を ４月は「宗像市同和問題啓発強調月間」

市では、同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識を深め、市民一人一人の人権意識の高揚が図れるよう、人権問題の解消に向けた啓発事業を実施しています。

人権啓発学習パネル展「スポーツと人権」 参加無料

「スポーツと人権」パネルを資料として、基本的人権としてのスポーツの意義やオリンピック・パラリンピックにおける人権尊重の方針、スポーツに関する人権問題などについて理解を深めましょう。

▶期 ４月８日（月）～同11日（木） 8:30～17:00
所 市役所・玄関ロビー

▶期 ４月12日（金）～同16日（火） 9:00～22:00
所 宗像ユリックス・イベントホール前ロビー

▶期 ４月17日（水）11:00～14:00、同18日（木）10:00～14:00
所 山ノ上公民館（吉田）

▶期 ４月19日（金）～同21日（日） 10:00～21:00
所 吉武コミセン

問 人権対策課 ☎(36)1270

固定資産税の納税通知書・課税明細書を発送します

市では、平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、４月中旬に発送。同封の「税のしおり」と「課税明細書」で、課税状況や納付額、納税方法などを確認してください。

＊固定資産税とは、毎年１月１日現在、土地や家屋、償却資産を所有する人に課される市税で、所有者は、その年の４月１日から１年度分の税を納めることになります。また、市街化地域内の土地・家屋に対しては、固定資産税とは別に都市計画税が課されます

＊課税明細書は再発行できません。大切に保管してください

●改元に伴う元号の取り扱い＝５月１日以降、納税通知書などに記載された日付の元号は、「平成31年」を「新元号元年」、「平成32年」を「新元号２年」と読み替えてください

【土地・家屋価格などの縦覧帳簿を公開】

市では、平成31年度の市内の土地や家屋の評価額などを公開します。個人情報保護のため、縦覧者の本人確認を実施します。

●縦覧できる人＝▶土地価格等縦覧帳簿＝土地で課税されている人
▶家屋価格等縦覧帳簿＝家屋で課税されている人

●持参品＝運転免許証など納税義務者本人の確認ができるもの

＊代理人は委任状が必要

期 ４月１日（月）～５月７日（火）8:30～17:00 ＊土・日曜日、祝日を除く 所 税務課（市役所本館１階・８番窓口）、大島行政センター

【新年度の固定資産の証明の交付開始】

新年度の評価証明書・公課証明書などの交付開始は平成31年４月１日からです。

所 税務課（市役所本館１階・９番窓口）、大島行政センター

【固定資産税の減額措置】

●新築住宅の減額措置＝新築した住宅に係る固定資産税は一定の期間、床面積120㎡分まで２分の１減額されます。一般の住宅は新築から３年度分（３階建以上の耐火建築物は５年度分）、長期優良住宅は新築から５年度分（３階建以上の耐火建築物は７年度分）適用されます

●要件＝▶新築した住宅（別荘、モデルハウスを除く）▶居住部分の床面積が一戸当たり50㎡（賃貸共同住宅は40㎡）～280㎡（付属家を含む）▶居住部分の床面積が延床面積の２分の１以上であること

●その他の減額措置＝「住宅の耐震改修」「住宅のバリアフリー改修」「住宅の熱損失防止改修（省エネ改修）」に伴う減額措置には申請が必要です。改修工事終了後３カ月以内に必要書類を税務課固定資産税係へ提出してください

【家屋の新増築、滅失、用途変更は届け出を】

家屋の新増築や家屋の全部か一部を取り壊した場合や、用途を変更した場合は、税務課固定資産税係へ必ず届け出をしてください。

＊法務局で登記手続きをした場合は必要ありません

▶土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、その土地の固定資産税が減額されます

▶住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると、特例の適用から外れます

問 税務課固定資産税係 ☎(36)7351

（広告）

市では、市広報紙、公式ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳細は、市HPで確認できます。
問 秘書政策課広報報道担当 ☎0940(36)1055
広告申し込みQRコード